○千葉県環境保全条例施行規則

新旧対照表

改正後	改正前
附則 1～4　略 5　別表第三に掲げる大腸菌数についての排水基準は、別表第一　三の項に掲げる施設に係る排出水については、当分の間、適用しない。 6　略	附則 1～4　略 5　別表第三に掲げる大腸菌群数についての排水基準は、別表第一　三の項に掲げる施設に係る排出水については、当分の間、適用しない。 6　略

別表第三（第五条）

有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態

項目	特定施設	許容限度											
		既設					新設						
		第一種水域	第二種水域	第三種水域			第一種水域	第二種水域	第三種水域				
水素イオン濃度	別表第一の一、二及び三の項に掲げる施設	五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下			五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下				

生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量			浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	フェノール類含有量
別表第一の一及び二の項に掲げる施設	別表第一の三の項に掲げるイ及びロの施設並びにハの施設のうち鶏の飼養羽数が五、〇〇〇未満のもの	別表第一の三の項に掲げるハの施設のうち鶏の飼養羽数が五、〇〇〇以上のもの	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	別表第一の三の項に掲げる施設	別表第一の二の項に掲げる施設	別表第一の一及び二の項に掲げる施設
二五（二〇）	三〇〇	一二〇	九〇（七〇）	一五〇	五	一
五〇（四〇）	三〇〇	一二〇	一一〇（九〇）	一五〇	五	一
一〇〇（八〇）	三〇〇	一二〇	一三〇（一一〇）	一五〇	五	一
二五（二〇）	三〇〇	一二〇	九〇（七〇）	一五〇	三	〇・五
二五（二〇）	三〇〇	一二〇	九〇（七〇）	一五〇	三	〇・五
二五（二〇）	三〇〇	一二〇	九〇（七〇）	一五〇	三	〇・五

生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量			浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	フェノール類含有量
別表第一の一及び二の項に掲げる施設	別表第一の三の項に掲げるイ及びロの施設並びにハの施設のうち鶏の飼養羽数が五、〇〇〇未満のもの	別表第一の三の項に掲げるハの施設のうち鶏の飼養羽数が五、〇〇〇以上のもの	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	別表第一の三の項に掲げる施設	別表第一の二の項に掲げる施設	別表第一の一及び二の項に掲げる施設
二五（二〇）	三〇〇	一二〇	九〇（七〇）	一五〇	五	一
五〇（四〇）	三〇〇	一二〇	一一〇（九〇）	一五〇	五	一
一〇〇（八〇）	三〇〇	一二〇	一三〇（一一〇）	一五〇	五	一
二五（二〇）	三〇〇	一二〇	九〇（七〇）	一五〇	三	〇・五
二五（二〇）	三〇〇	一二〇	九〇（七〇）	一五〇	三	〇・五
二五（二〇）	三〇〇	一二〇	九〇（七〇）	一五〇	三	〇・五

銅含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	三	三	三	三	三	三
亜鉛含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	五	五	五	五	五	五
溶解性鉄含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
溶解性マンガン含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
クロム含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	二	二	二	二	二	二
大腸菌数	別表第一の一、二及び三の項に掲げる施設	（八〇〇）	（八〇〇）	（八〇〇）	（八〇〇）	（八〇〇）	（八〇〇）
窒素含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一二〇（六〇）	一二〇（六〇）	—	一二〇（六〇）	一二〇（六〇）	—
りん含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一六（八）	一六（八）	—	一六（八）	一六（八）	—

備考

一　許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸菌数については排出水一ミリリットルにつきコロニー形成単位とし、その他の項目については、排出水一リットルにつきミリグラム数とする。

二～六　略

七　既設、新設の区分は、昭和四十七年四月十九日以前に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。ただし、大腸菌数、窒素含有量及びりん含有

銅含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	三	三	三	三	三	三
亜鉛含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	五	五	五	五	五	五
溶解性鉄含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
溶解性マンガン含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
クロム含有量	別表第一の二の項に掲げる施設	二	二	二	二	二	二
大腸菌群数	別表第一の一、二及び三の項に掲げる施設	（三、〇〇〇）	（三、〇〇〇）	（三、〇〇〇）	（三、〇〇〇）	（三、〇〇〇）	（三、〇〇〇）
窒素含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一二〇（六〇）	一二〇（六〇）	—	一二〇（六〇）	一二〇（六〇）	—
りん含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一六（八）	一六（八）	—	一六（八）	一六（八）	—

備考

一　許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸菌群数については排出水一立方センチメートルにつき個数とし、その他の項目については、排出水一リットルにつきミリグラム数とする。

二～六　略

七　既設、新設の区分は、昭和四十七年四月十九日以前に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。ただし、大腸菌群数、窒素含有量及びりん含

量については、この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。

八・九　略

別表第四（第五条）

有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態

項目	特定施設	既設	新設
水素イオン濃度	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	四〇	四〇
	別表第一の四の項に掲げる施設	八〇	三〇
浮遊物質量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一一〇	一一〇
	別表第一の四の項に掲げる施設	九〇	六〇
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油含有量）	別表第一の二の項に掲げる施設	五	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油含有量）	別表第一の四の項に掲げる施設	三〇	三〇
フェノール類含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	五	五
銅含有量	別表第一の一、二及び四の項に掲げ	三	三

量については、この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。

八・九　略

別表第四（第五条）

有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態

項目	特定施設	既設	新設
水素イオン濃度	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	四〇	四〇
	別表第一の四の項に掲げる施設	八〇	三〇
浮遊物質量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一一〇	一一〇
	別表第一の四の項に掲げる施設	九〇	六〇
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油含有量）	別表第一の二の項に掲げる施設	五	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油含有量）	別表第一の四の項に掲げる施設	三〇	三〇
フェノール類含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	五	五
銅含有量	別表第一の一、二及び四の項に掲げ	三	三

	る施設		
亜鉛含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	五	五
溶解性鉄含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	一〇	一〇
溶解性マンガン含有量	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	一〇	一〇
クロム含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	二	二
大腸菌数	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	（八〇〇）	（八〇〇）
窒素含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一二〇（六〇）	一二〇（六〇）
	別表第一の四の項に掲げる施設	六〇	三〇
りん含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一六（八）	一六（八）
	別表第一の四の項に掲げる施設	一〇	五

備考

一　許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸菌数については排出水一ミリリットルにつきコロニー形成単位とし、その他の項目については、排出水一リットルにつきミリグラム数とする。

二～七　略

	る施設		
亜鉛含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	五	五
溶解性鉄含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	一〇	一〇
溶解性マンガン含有量	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	一〇	一〇
クロム含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	二	二
大腸菌群数	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	（三、〇〇〇）	（三、〇〇〇）
窒素含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一二〇（六〇）	一二〇（六〇）
	別表第一の四の項に掲げる施設	六〇	三〇
りん含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一六（八）	一六（八）
	別表第一の四の項に掲げる施設	一〇	五

備考

一　許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸菌群数については排出水一立方センチメートルにつき個数とし、その他の項目については、排出水一リットルにつきミリグラム数とする。

二～七　略